

船舶事故調査報告書

平成23年7月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月16日（月） 08時35分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町田曾崎灯台から真方位200° 1,200m付近 （概位 北緯34° 16.7′ 東経136° 41.1′）
事故調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 第三光平丸、3.7トン 243-34745三重、個人所有 10.43m×2.62m×0.84m、FRP ディーゼル機関、283kW、平成14年12月10日 B 漁船 開運丸、1.15トン ME3-62334（漁船登録番号）、個人所有 7.70m（Lr）×1.45m×0.53m、木 ディーゼル機関、漁船法馬力数20、昭和45年3月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年1月25日 免許証交付日 平成22年3月15日 （平成28年1月24日まで有効） B 船長B 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月24日 免許証交付日 平成20年11月27日 （平成26年6月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首及び船底擦過傷、プロペラ曲損及びプロペラシャフト損傷 B 衝突後、えい航中に船体切断、全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人4人を乗せ、船長Aが、釣果のありそうな場所を考えながら南伊勢町田曾崎西方沖付近に差し掛かったとき、右舷船首方のB船に気付いて一瞬見たが、左舷船首方の三重県志摩市御座岬沖に数隻の漁船を認め、同漁船に漁があるのかどうか気になり、同岬沖に向け、左舷船首方の同漁船のみを見ながら速力約16ノット（kn）で手動操舵により南南東進した。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、南伊勢町五ヶ所港南方沖の漁場から田曾崎南方沖の漁場に向かった。</p> <p>船長Bは、船尾で舵柄を右手で握り、船首方のみを見ながら速力約4knで東南東進した。</p> <p>両船は、平成22年8月16日08時35分ごろ、田曾崎灯台から真方位200°1,200m付近において、A船の船首部とB船の左舷中央付近とが衝突した。</p> <p>船長Bは、落水後、すぐにA船に救助された。</p> <p>船長Aは、全員の無事を確認後、海上保安部に通報し、南伊勢町宿田曾漁港に入港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>								
その他の事項	<p>船長Bは、衝突するまでA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、五ヶ所港南方沖を南南東進中、船長Aが右舷船首方のB船を視認していたものの、左舷船首方の数隻の漁船に注意を向けていたので、B船の存在を失念し、衝突するまでB船に対する見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、五ヶ所港南方沖を東南東進中、船長Bが船首方のみを見ていたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、五ヶ所港南方沖を南南東進中、船長Aが右舷船首方のB船を視認していたものの、左舷船首方の数隻の漁船に注意を向けていたので、B船の存在を失念し、衝突するまでB船に対する見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、五ヶ所港南方沖を東南東進中、船長Bが船首方のみを見ていたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、五ヶ所港南方沖を南南東進中、船長Aが右舷船首方のB船を視認していたものの、左舷船首方の数隻の漁船に注意を向けていたので、B船の存在を失念し、衝突するまでB船に対する見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、五ヶ所港南方沖を東南東進中、船長Bが船首方のみを見ていたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、五ヶ所港南方沖において、A船が南南東進中、B船が東南東進中、船長Aが左舷船首方の数隻の漁船に注意を向けていて右舷船首方から接近するB船に対する見張りを行わず、また、船長Bが船首方のみを見ていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								